

都立井の頭恩賜公園の価値

慶應義塾大学 経済学部 経済学科

4年 29組

大沼あゆみ研究会 13期

21325442

山田 駿介

心に太陽を持って、くちびるに歌を持って。

Cäsar Flaischlen

訳: 山本 有三

目次

第一章 はじめに

第二章 都市公園と都立公園

2.1 公園とは

2.2 都市公園

2.3 都立公園

2.4 その他の公園について

第三章 井の頭公園

3.1 概要

3.2 歴史

第四章 環境評価と分析

4.1 環境評価手法の紹介

4.2 トラベルコスト法について

4.3 アンケート調査と分析

第五章 おわりに～井の頭公園の価値と公園の活用～

参考文献

あとがき

第一章 はじめに

日本には「都市公園」という名前の公園がある。都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）や都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）に基づいて設置されている、様々な機能・目的・利用対象を持つ公園のことである。上野恩賜公園や日比谷公園といった大きな公園から、町の一角にある遊具やベンチがある公園まで、幅広い公園が都市公園であることを知ると、身近なものであると分かるだろう。

私の地元、「都立井の頭恩賜公園」という公園がある。一般的には井の頭公園と呼ばれている公園である。住みたい街ランキングで1位を獲得した吉祥寺¹に近接し、また、吉祥寺がその上位に入る理由の一つとしても挙げられている。私は幼いころから井の頭公園で遊び、小学生の時には年に一回のゴミ拾いにも参加していた。私は、親近感を持ち、地元に住んでいる者として誇りに思っている井の頭公園について卒業論文を書きたいと、ずっと考えてきたのである。

2016年度、大沼あゆみ研究会では、『初心者のための環境評価入門』（2013）を教科書として、環境評価手法について学んでいる。「環境評価」とは、簡単に申し上げると、一般的に金銭では測れない環境というものを経済学的に評価することである。具体的には、蜂が花々を飛び移ることで受粉を行ったり、人々が森林浴をして心の安らぎを感じたり、といったことが、金銭的にいくらの価値があるのかということ算出することである。本論文では、環境評価手法の一つであるトラベルコスト法（Travel Cost Method）を用いて、井の頭公園の経済的価値を算出するとともに、どのような役割や働きがあるのかを明らかにすることを目的としている。

¹ SUUMO 住みたい街ランキング (http://suumo.jp/edit/sumi_machi/2015/kanto/)

第二章 都市公園と都立公園

本章では、都市公園や都立公園等の特徴について述べていく。

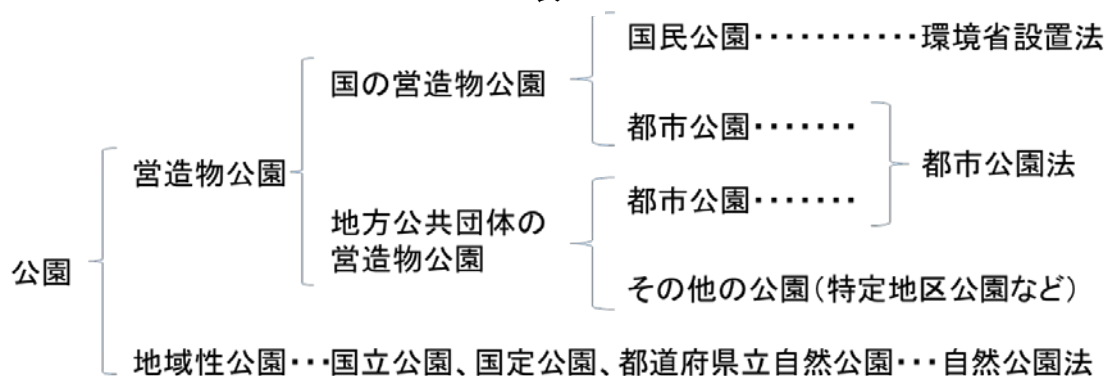
2.1 公園とは

公園とは、広辞苑によれば

公衆のために設けた庭園または遊園地。法律上は、国・地方公共団体の営造物としての公園（都市公園など）と、風致景観を維持するため一定の区域を指定し、区域内で種々の規制が加えられる公園（自然公園）とがある

とされている。公園は「営造物公園」と「地域性公園（又は地域性自然公園）」の二つに大別されるのである²。前者は、国や自治体が土地の権利を取得し、目的に応じた公園の形態を造り、一般に公開したものである。町の中にある公園や本論文で扱う井の頭公園といった都市公園、新宿御苑や皇居外苑といった国民公園は営造物公園に分類される。一方、後者は、国や自治体が土地の権利を持つか否かは関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的としている。国立公園や国定公園、都道府県立自然公園といった自然公園が地域性公園に分類される。

表 1



都市公園政策形成史『公園の分類』より作成

そもそも、公園にはどのような効果があるのだろうか。公園、もしくは緑地の効果は一般的に「利用効果」と「存在効果」の二つに大別³される。簡単に言えば、前者は公園へ行くこと、利用することによって得られる効果であり、後者は公園があること自体によって得ら

² 茨城県営都市公園オフィシャルウェブサイト
(<http://www.koen.pref.ibaraki.jp/contents3.html>)

³ 2に同じ

れる効果である。それぞれについて、茨城県営都市公園オフィシャルウェブサイトを参考に説明を加えていく。

表 2

～利用効果～

1. 心身の健康における維持増進効果
2. 子どもの健全な育成効果
3. 競技スポーツ、健康運動の場
4. 教養、文化活動等様々な余暇活動の場
5. 地域コミュニティ活動、参加活動の場

～存在効果～

1. 都市形態規制効果：無秩序な市街化の連坦防止、
都市の発展形態における規制・誘導
2. 環境衛生的効果：ヒートアイランドの緩和、都市気温の調節、
騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、
省エネルギー効果等。
3. 防災効果：大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、
洪水調節、災害危険地の保護等
4. 心理的効果：緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、
郷土に対する愛着意識の涵養
5. 経済的効果：緑の存在による周辺地区の地価上昇等の経済効果、
地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源
等への付加価値

『茨城県営都市公園オフィシャルウェブサイト』を基に作成

利用効果については、日々の生活において特に意識することはなくても、その影響を受けていると分かりやすい要素が 5 つ挙げられている。公園は、住宅地やオフィス街よりも運動等をしやすく、人々とじっくり触れ合うことが出来る場所であると考えて差し支えないだろう。

存在効果については、日々の生活で意識し難く、挙げられても利用価値の要素よりも実感し難い要素が 5 つ挙げられている。1 の都市形態規制効果に関しては、利用価値や存在価値がある緑地があることで、それに基づいた都市計画がなされ、スプロール現象等を防ぐことが出来るのである。2 の環境衛生的効果は分かりやすいかもしれない。屋上緑化や防砂林・

防風林という形で植物が活用されているように、環境問題防止策として機能しているのがある。3の防災効果は、公園というものは周囲と比べて空間が取られていることが多く、災害時の避難場所として指定されていることが多いのである。4の心理的効果に関して、緑のある環境に癒しや潤いを感じることは理解しやすい。5の経済的効果は、例えば桜の花見や紅葉狩りのために人が集まることでお金が動くというようなことである。

利用効果と存在効果という二つの効果から享受するものは、環境経済学において価値として、それぞれ利用価値と非利用価値とされるものである。『初心者のための環境評価入門』によれば、利用価値は直接利用価値、間接利用価値、オプション価値の総称、非利用価値は存在価値、遺産価値の総称とされている。すなわち、公園には利用価値と非利用価値があり、そこから利用効果と存在効果を受けているということになる。では、井の頭公園が分類される都市公園、都立公園とはどのようなものなのか、以下で述べていく。

2.2 都市公園

都市公園は、都市公園法に基づいて設置された公園又は緑地のことであり、営造物公園に分類される公園である⁴。なお、自然公園法に基づいて自然公園として設置または指定される公園又は緑地は、都市公園ではなく自然公園（地域性公園）に分類されることになる。都市公園法において都市公園は次のように定義されている、

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県に区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当する者は除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

また、その設置や管理、監督等について定められている。申（2004）は「都市公園法の規定による都市公園は『都市の中において、都市計画の中に設置されるもの及びそれに準ずるもの』であり、それ以外は都市公園ではないとされている」（p.7）と述べており、さらに「都

⁴ 申 龍徹 『都市公園政策形成史』（2004）初版 第一刷 p.7

市公園を空間や機能概念として捉えるのではなく、施設概念として捉えているのが特徴」(p.7) であるとしている。

都市公園の役割は、まず当然ながら公園としての効果を発揮することである。国土交通省都市局公園緑地・景観課のウェブサイトでは次の4タイトルが掲げられている。「良好な都市環境を提供します。」「都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります。」「市民の活動の場、憩いの場を形成します。」「豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。」以上4つを見ると、それぞれ公園の利用効果、存在効果として対応しているところが分かる。都市計画中央審議会では、これらの効果を機能と呼び、緑とオープンスペースの4系統として上の4項目をそれぞれ「環境保全」「防災」「レクリエーション」「都市景観の形成」と分類している⁵。良好な都市景観を創造するために、これら4つの系統を踏まえて、緑の基本計画が必要であるとしている。

国土交通省では、都市公園の種類を次の表3のように分類している。一般市民が都市公園を利用する上で、この分類自体は意味を持っていないと考える。しかし、都市公園には4系統の機能があることを知った上でこの分類を見ると、なんとなく存在している公園にも、その立地や規模に目的をもって設置されていることが分かる。

都市にある公園というものは昔からあるが、都市公園がこのように分類され、4系統の機能が認められるようになったのは比較的最近のことである。17、18世紀、イギリスでは、啓蒙主義の時代に君主や貴族が所有する庭園を部分的に公開した。支配層の威厳誇示などを目的とするものであったが、「park」というものはこれらが始まりとされている。都市という空間における近代的都市公園の造成が本格的に行われるようになったのは、19世紀半ばのことである。その中で、大きく分けて2つの目的をもって「イギリス型都市公園」と「ドイツ型都市公園」が誕生した。前者は、コレラの流行など産業革命後の都市問題に対する都市の保険衛生・環境問題における一つの解決策を目的としたものである。後者は、300以上ある領邦の統一に向けた愛国心育成という民衆教化を目的としたものである。明治政府は、当時ドイツの官僚制を規範としていたため、日本における近代的都市公園は国民を教化することを目的とすることになった。事実、日比谷公園の造成にいて、日本庭園案が否定され、ドイツの公園設計を取り入れた案が採択されている。ただし、イギリスやドイツの都市公園成立過程を見ていない日本は、西洋で学んだ人々によって、西洋の都市公園を「遊園」と翻訳しているように、公園の外観だけが取り入れられてしまっている。

⁵後藤和夫 『都市計画中央審議会答申「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」について』 ランドスケープ研究. 1995, 59 巻, 2 号, p. 135-137
http://ci.nii.ac.jp/els/110004305663.pdf?id=ART0006477087&type=pdf&lang=en&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1486897644&cp=

表 3

種類	種別	内容
住宅基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住するものの利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

国土交通省『都市公園の種類』より作成

明治時代に近代的都市公園が取り入れられた日本であるが、江戸時代には人々が名所古跡を遊び回る風習があったり、現在の上野公園である上の忍ヶ丘や隅田川沿いの観桜などの行楽があったりしたという。しかしそれらの配置は当時の江戸市街地から外れたところにあった。それは、すでに神社仏閣が市街地にあり、それらが伝統的遊園と火除の緩衝地としての遊園という空間を造っていたからである。また、日本においても借楽園などの私苑や庭園が解放されており、イギリスなどと共通する点も見られている。

日本における近代的な公園制度の導入は、明治6(1873)年太政官布達第16号であるとされる。内容を簡単にまとめると、神社仏閣境内や景勝地は人々の憩いの場になっているから、このような場を公園として整備するので、各府県において候補地を選定しなさい、とい

うものである。公園という概念が定義されたのは、明治7年の太政官布達第120号であった⁶。しかし、西洋から形を真似した公園制度は、その後限界を迎えることになる。従来の遊園や社寺境内を公園化した空間とは異なる、日本初の近代的な公園である日比谷公園が誕生したのは明治36年である。これは東京市制導入にまつわる最大の成果を言われている。大正8(1919)年に旧都市計画法が公布されると、「土地区画整理事業」が行われるようになり、大正12年の関東大震災を契機とする帝都復興事業によって、東京近郊は急速な都市膨張を始めるのである。昭和9(1932)年には江戸以来続いていた市域が6倍半に拡大し、昭和14年には人口が700万人という世界第2位まで急増しており、スプロール現象が進行していた。この対策として、東京市は昭和6年に「東京緑地計画」に取り掛かった。この計画は緑地の分散設置などが検討されたが、結果的には戦時という時流も相まって防空機能としての公園が整備されていくことになる。

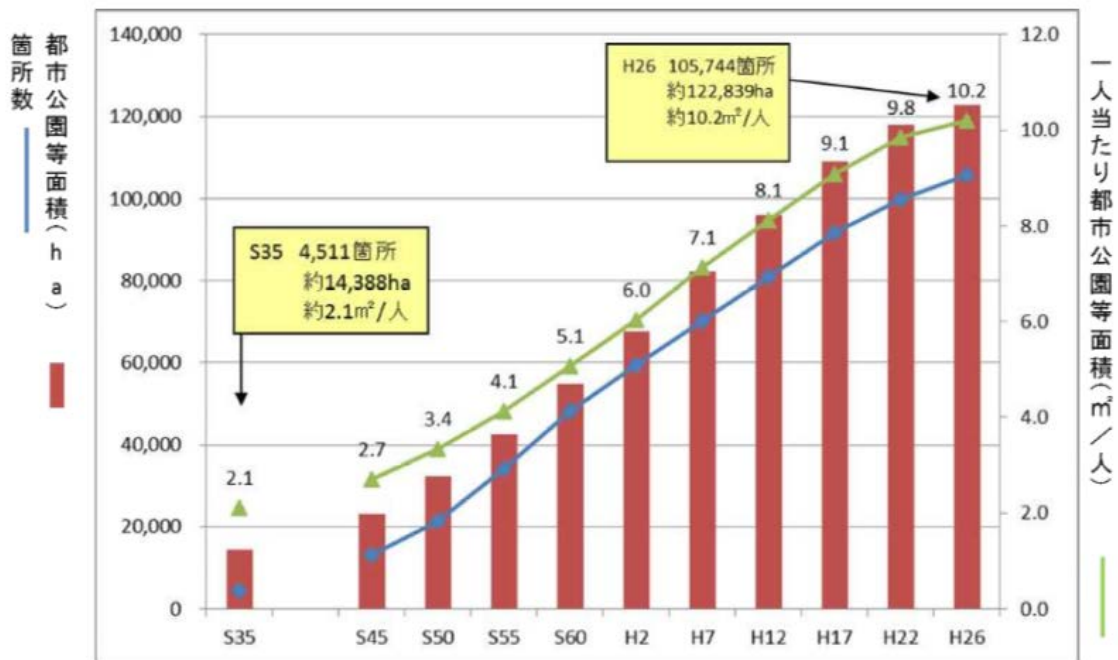
終戦までに拡大した公園緑地は、終戦後の混乱において、法制度の不備、管理活動の欠如等によって減少・衰退してしまう。例えば、井の頭公園の杉は戦災死者収納棺材として利用されたり、上野公園や猿江公園等では死者の仮埋葬地として利用されたりしている。この中で、戦後である昭和20年の「戦災地復興計画基本方針」や「戦災復興都市の再検討に関する基本方針」で公園緑地を含めた都市の復興計画が策定されるのである。そして、昭和31年に「都市公園法」が制定されたのである。これは、従来曖昧になっていた都市公園の管理や諸問題を解決するための根拠法となった。ただし、困難や問題の解決による都市公園の保護を目的とした法律のため、設置基準などの根拠は都市計画法における規定によって処理されている。

東京オリンピックを迎える昭和39年前後は様々なインフラが急速に整備された時期であったが、公園事業だけは劣悪な状況であった。理由としては、利用者による公園に対する関心の低さと、管理者による管理活動の不備の両面がある。この状況から都市公園の整備を推進させたのは昭和43年の新都市計画法である。これによって、昭和45年の東京都区部における公園整備量は380haであったが、10年後である昭和55年には1030haまで拡大したのである。グラフ1は国土交通省による、都市公園等における面積・箇所数の推移を表したグラフである。東京都区部だけでなく、全国的にも都市公園の整備が進行していることが分かる。

都市公園は戦後、急速に整備が進んでいったが、それを主導したのは「都市計画中央審議委員会」であった。中央審議会は都市計画の旧建設省の諮問機関として設置された。昭和46年の第一回答申から12回の答申が発表されており、「緑とオープンスペース」の必要性や整備や管理の方策、都道府県知事による都市緑化計画である「緑のマスタープラン」の全国的成立を促すなどを行ってきた。以上のように、日本における都市公園は、西洋からの移入、戦争を経て、今日のような4系統の機能を持つものとして整備されているのである。

⁶申 龍徹 『都市公園政策形成史』(2004) 初版 第一刷 p.42

グラフ 1



国土交通省 都市公園データベース『都市公園等の面積・箇所数の推移』より引用

2.3 都立公園

都立公園は、東京都が管轄する公園緑地のことである。東京都立公園条例（昭和三十二年十二月東京都条例第百七号）で都立公園は次のように定義されている。

第二条 この条例において「都立公園」とは都市公園及び都市公園以外の公園をいう。

2 この条例において「都市公園」とは、都立の都市計画法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条に規定する都市公園をいう。

3 この条例において「都市公園以外の公園」とは、都市公園以外の都立の公園または緑地をいい、都が当該公園または緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。

4 この条例において「公園施設」とは、法第二条第二項に規定する公園施設をいう。

5 この条例において「有料公園」とは、有料で使用させる都立公園またはその一部をいう。

6 この条例において「有料施設」とは、有料で使用させる都立の公園施設及び都市公園以外の公園の公園施設に準ずる施設をいう。

7 この条例において「公園予定区域等」とは、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び予定公園施設をいう。

この条例によれば、都市公園法や都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）等に基づいて設置や管理がなされる。

都立公園の始まりは、昭和 18 年に東京都制が施行されるとともに、それまで東京府や東京市が所管していた公園が引き継がれたところにある。これ以前に、すでに述べてきたように東京府・東京市がそれぞれ管理してきたものを、都立公園として一本化し、166 箇所が都立公園に指定された。これらは整備されたり各区に委任・移譲されたりすることにより、平成 27 年 4 月 1 日現在では 81 箇所が都立公園として運営されている⁷。

日比谷公園等明治時代からの都市公園は存在しているが、東京都としての公園緑地事業は昭和 44 年を起点としており、昭和 43 年に新都市計画法が施行された時期と一致している。そして、経済成長に伴う環境の悪化やその保全に関する意識が高まり、その他制度等が整備され始めた時期でもあった。昭和 44 年の中期計画において、公園緑地事業がその項目に含まれ、昭和 60 年を目標年次として、一人当たり公園緑地面積 3 m²を基準に整備することが決まった。東京都が公園を直轄すれば、様々な事態への即応性や技術的な安定、多種多様な作業への適応などの面で民間委託よりも優位であった。しかし、人件費の下方硬直性などの課題から、昭和 30 年代から外部委託が進行することになる。昭和 40 年代後半から公園の規模や数が増大するにつれて管理面積が急速に拡大したことで、直轄では処理しきれないことも発生してきた。これに伴い、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代後半にかけて、造園工事者等の外部発注先が増加している。公園の維持管理技能に関してはその習得に時間を要するとされており、外部委託を行うことで、専門性を持つ業者によって維持管理等が行われるというメリットがある。

ここで、公園緑地事業の外部委託例として現在運用されている制度である、指定管理者制度を紹介する。昭和 30 年代から昭和 50 年代における公園緑地の急速な拡大と現代の事情とは異なるが、ここで述べる。

指定管理者制度

指定管理者制度とは、平成 15 年の地方自治法改正によって導入された制度である。平成 13 年の経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」における、公共サービスの提供において市場メカニズムを出来るだけ活用するため「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という考えのもとに進められた、公営組織民

⁷ 東京都建設局 東京都の公園
(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/index.html)

営化の一環と考えることが出来る。これは「公の施設」の管理を民間団体に行わせ、その能力を活用することで、適正な仕組みの整備や住民サービスの向上、経費の削減等を図ることを目的としているものである⁸。これ以前にも改正前の地方自治法に基づいた管理委託制度という制度があったが、これと指定管理者制度を比較する。

管理委託制度は、地方自治体が管理受託者を決めてそこに委託をし、その管理者が管理運営を行う制度である。このとき、管理受託者は公共団体、公共的団体及び公共団体の出資法人のみに限定されており、民間団体は受託者となりえなかったのである。また、管理者に「使用の許可」など処分性のある行為が認められておらず、施設の一元的な管理が出来ないという問題点があった。

一方、指定管理者制度は、地方自治体が管理代行を行う管理者を指定し、その管理者が管理運営を行う制度である。上で述べたように、民間団体のノウハウを活用することによりサービス向上を企図した制度である。そのため、管理者に公共的団体等の限定はなく、株式会社、公益法人、NPO 法人あるいは任意団体であっても管理者になることが出来る。なお個人は不可能である。しかし管理者になるには、管理委託制度下で不要であった議会の議決を必要としている点で、その選定において関門を設定している。また、管理委託制度では不可能だった「使用の許可」など処分性のある行為が可能になるため、円滑な管理運営を行いやすくなるのである。ただし、指定管理者制度は公の施設において強制的に導入されているわけではない。施設の設置目的を効果的に達成するために、各施設に関して導入するかしないかを各自治体が決定する制度である。

東京都では、建設局管轄下の都市公園等 95 施設が、アメニス東部地区グループ、東京都公園協会、西部・狭山丘陵パートナーズ、西部・武蔵野パートナーズ、アメニス夢の島グループ、大星ビル管理・共立・日比谷アメニス共同事業体、日比谷花壇グループ、東京臨海副都心グループ、東京都慰霊協会、西部造園(株)・NHK アート共同体、東京動物園協会、という 11 の指定管理者によって管理運営されている（平成 28 年 3 月現在）⁹。指定管理者にはそれぞれ指定期間があり、定期的に適切な管理運営が行われているかを見直す機会がある。それに加えて、東京都建設局では毎年ウェブサイトにおいて指定管理者の評価を公表しており、利用者のニーズに応え、質の高いサービスを効率的・効果的に提供できる管理運営に向けた努力が行われている。

⁸ 北海道斜里町 指定管理者制度(地方自治法改正)の概要
(<https://www.town.shari.hokkaido.jp/03admini/20machizukuri/files/siteikanriseidogaiyu.pdf>)

⁹ 東京都建設局 都立公園等の指定管理者について
(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/shitei_koubo/index.html)

表 4

	管理委託制度	指定管理者制度
<p>地方自治法 (第244条の2第3項 に関する条文)</p>	<p>(公の施設の設置、管理及び廃止) 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。</p>	<p>(公の施設の設置、管理及び廃止) 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下「指定管理者」という)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 6 普通公共団体は、指定管理者の指定をするときは、あらかじめ、当該普通公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・管理委託制度は、委託と受託という法律・条例に根拠を持つ公法上の契約関係である。 	<p>管理の代行という形で、最終の権限を町に残したまま、管理を指定された法人に委ねるという行為である。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携を図りやすく、町の意向を施設の管理運営に的確に反映できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分性のある行為「使用の許可」などが可能となる。 ・民間のノウハウを活かした、質の高いサービスが提供できる。 ・経費の節減が図れる可能性が高い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・処分性のある行為「使用の許可」などは認められないため、施設の一元的な管理ができないことから、経費の節減に限界がある。 	<p>業務の範囲、仕様等を詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性がある。</p>

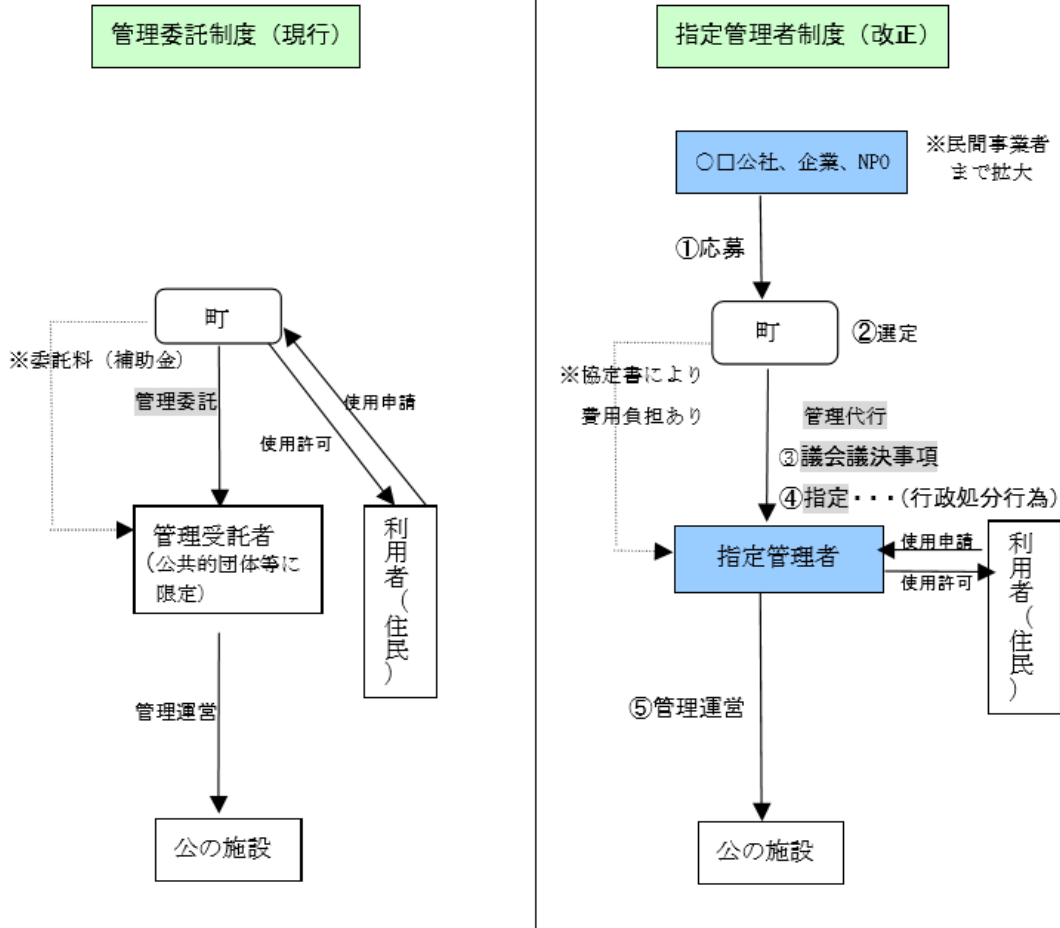
福井県越前町ウェブサイト「指定管理者制度と管理委託制度との比較」

北海道斜里町ウェブサイト「指定管理者制度（地方自治法改正）の概要」

より筆者作成

図 1

指定管理者制度イメージ図



北海道斜里町ウェブサイト「指定管理者制度（地方自治法改正）の概要」より引用

都立公園の近況

現在の都立公園のうち、明治時代に上野恩賜公園、芝公園、上野恩賜動物園、日比谷公園が開園され、大正時代に井の頭恩賜公園、芝離宮恩賜庭園が開園されていた。そして昭和時代の高度成長期に、公園緑地事業も拡大を遂げていった。昭和 30～40 年代、区部において公園用地となったのは工場跡地や旧防空緑地、米軍基地跡などであった。多摩地域においては、急速な市街地化・宅地化が進む中で自然環境を守るための手段としての公園が急速に整備された。例えば、東京都府中市の浅間山公園は、地域住民が宅地開発に反対した結果に風致公園として整備されることとなった、緑豊かな公園である。このように昭和 50 年代以降、多摩地域において急速に都市公園の整備が進んだのである。

昭和 50 年代以降、多摩地域での公園整備が進む一方で、区部においては地価の高騰など

により用地の準備が困難になっていた。このような状況において新たな用地として考えられたのが埋立地である。江戸時代以来、ごみの処分場や新たな街づくりとして東京港湾岸エリアでは埋め立てが行われてきたが、そこに目を付けたのである。その代表例が昭和 53 年に開園した東京都江東区の夢の島公園である。昭和 32 年から昭和 42 年までごみの最終処分場であったところを整備したのである。このように、埋立地や貯水場跡、下水処理施設の上部空間を活用するなど、公園用地を捻出したのであった。

また、東京都は平成 16 年 8 月にパークマネジメントマスタープランを策定し(平成 27 年 3 月改定)、都立公園において質の高いサービスを提供するために様々な取り組みを展開している。この中でパークマネジメントは次のように定義されている。

パークマネジメントとは、東京が目指す公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点にたって整備、管理していくものであり、誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価による継続的な改善を行っていくことです。

ここから公園管理の市民参加や適切な評価をしていくことを読み取ることが出来る。さらにマスタープランの中では、3 つの基本理念(「生命を育む環境を次世代に継承する公園」「都市の魅力を高める公園」「豊かな生活の核となる公園」「高度防災都市を支える公園」)や、基本理念や様々な目標の実現に向けた 10 のプロジェクトが示されている。先に述べた指定管理者制度などの民間ノウハウを活用することや「おもてなしプロジェクト」と称した様々なプログラムといったことが具体的に示されており、東京オリンピックや社会環境の変化に応じた公園管理に向けた施策を公表している。

都立海上公園

公園用地の準備が難しい一方で公園緑地という空間への需要は高まっており、その結果として海上公園が整備されることになる。昭和 50 年に東京都海上公園条例が制定され、従来の都市公園の枠を超え、臨海部を整備・運営していくこととなった。海上公園を管轄する東京都港湾局のウェブサイトでは、海上公園について以下のように説明されている。

かつて、東京の海は豊富な魚介類に恵まれ、水遊びや釣りなどが楽しめる憩いの場であり、人々の日常生活と深いつながりのある空間でした。

しかし、昭和 30 年代からの高度経済成長に伴い、大規模な埋立てが進み、工場が立地し、港の拡張が続けられた結果、生活の場としての「東京の海」は忘れられ、都民は身近に海とふれあう場を失ってしまいました。

そこで、かつて都民生活に海が果たしてきた役割をあらためて見直し、都民が海や自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として、東京の埋立地に公園を整備していくことになりました。これらの公園のことを「海上公園」と呼んでいます。

現在、お台場海浜公園をはじめ、スポーツや釣り・水辺の野鳥観察などレクリエーションのできる公園が38か所開園しています。

都立公園は都市公園法や東京都立公園条例に基づいている一方、海上公園は、都市公園法に加えて地方自治法や東京都海上公園条例に基づいている。一般人レベルでは「都立公園」としてまとめてしまうこともあるが、厳密な定義として都立公園と都立海上公園とは区別されている。公園の性質としては、陸域にある都立公園と比べて、海上公園は親水性を持った公園となっている。海上公園は大きく「海浜公園」、「ふ頭公園」、「緑道公園」に分類され¹⁰、具体例としては、それぞれ大井ふ頭中央海浜公園や晴海ふ頭、京浜運河緑道公園が挙げられる。また、都立公園が都市計画の一部として整備されているように、海上公園も湾岸地域に存在するという特性により、港湾法や港湾業務との調整が必要になる。例えば、晴海客船ターミナルや竹芝ふ頭船舶給水施設の指定管理者である東京港埠頭株式会社は、辰巳の森海浜公園の指定管理者であるように、同じ管理者が管理を行う事例がある。

都立自然公園

ここまで、都立公園と都立海上公園の説明をしてきたが、最後に都立自然公園について説明を加える。都立自然公園は、東京都環境局が管轄している。狭山自然公園など多摩地域に6箇所存在している。さらに、3箇所の国立公園と1箇所の国定公園を合わせて、緑の創出と自然環境の保全のために連携して維持管理がなされている。

2.4 その他の公園

ここまで、都立公園、都立海上公園、都立自然公園の説明をしてきたが、それ以外にも様々な公園が存在している。そのうちの例として「国民公園」と「国営公園」を紹介する。

国民公園は、皇居外苑や京都御苑、新宿御苑といった旧皇室苑地である。環境省設置法によって維持管理がなされており、都市化の高度な進展という中で、伝統的な緑の環境として貴重な価値を持っているものである。環境省や国民公園協会の協力のもと、日本国民のみならず、広く世界の人々に親しまれる由緒ある公園として保存されている。

国営公園は、自然公園である「国立公園」とは異なり、都道府県の枠を超えた大規模な都

¹⁰ 東京都港湾局 海上公園とは (<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/kanko/park/>)

市公園、もしくは国家の記念的な事業としての公園である。例えば、東京都立川市の「国営昭和記念公園」は昭和天皇在位 50 年を記念した事業として昭和 54 年に設置された公園である。園内には昭和天皇記念館があり、昭和天皇の生物学に関わる研究や昭和天皇・香淳皇后ゆかりの資料が展示されている。

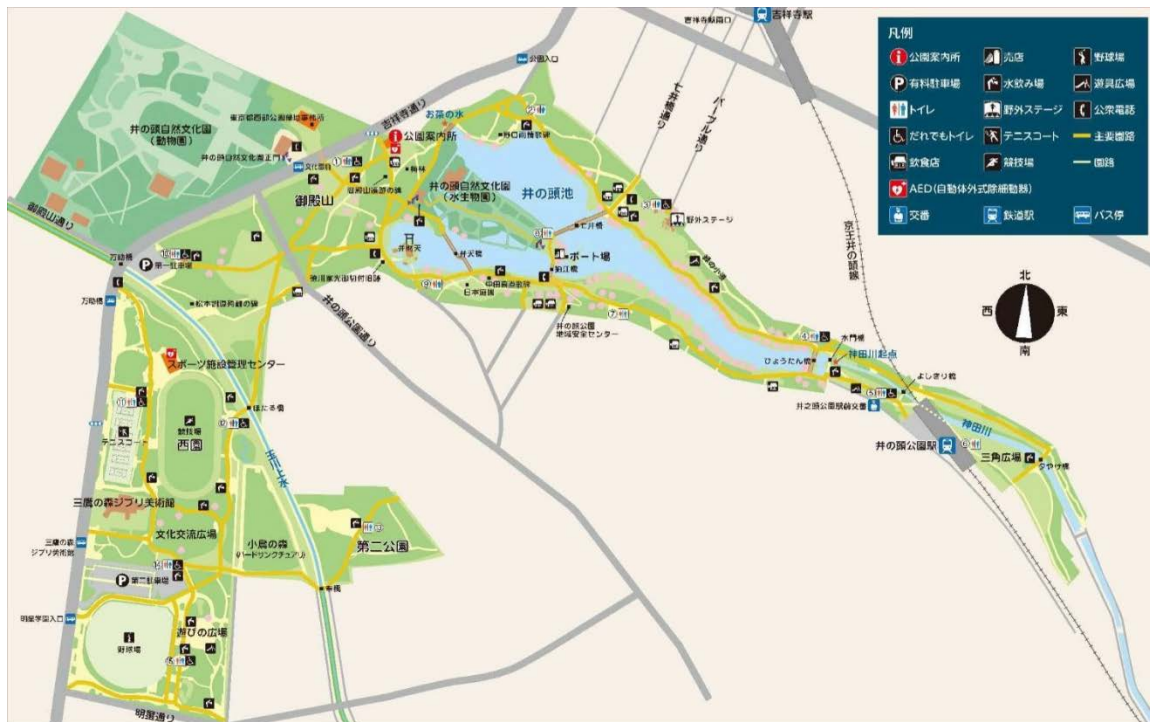
第三章 井の頭公園

本章では、井の頭公園の特徴について述べていく。

3.1 概要

井の頭公園は、正式名称「井の頭恩賜公園」といい日本最初の郊外公園¹¹として決定されたものである。東京都多摩地域の東端、東京都の中央部に位置しており、行政区分としては三鷹市北東部である井の頭、下連雀、武蔵野市南部である南町、御殿山にまたがる都立公園である。東京都建設局が管轄している公園であり、指定管理者として東京都西部公園緑地事務所が管理・運営を行っている。公園としての開園は大正6(1917)年5月1日¹²であり、平成29(2017)年で100周年を迎える公園である。面積は423,389.99㎡(平成27年7月1日現在)である。JR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅と京王井の頭線井の頭公園駅が最寄り駅である。

図2



「井の頭恩賜公園案内図」より引用

¹¹ 井の頭恩賜公園 100 年実行委員会 (<http://inokashirapark100.com/park/index.html>)

¹² 井の頭恩賜公園マネジメントプラン

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000021387.pdf>)

井の頭公園は4つのエリアに分かれており、①池とその周辺、②御殿山、③西園、④第二公園となっている。最も有名で公園の中心と言えるのが、①池とその周辺であり、その大部分が三鷹市に含まれている。その中心である池は「井の頭池」と呼ばれ、善福寺池（善福寺公園、杉並区）、三宝寺池（石神井公園、練馬区）と並んで武蔵野三大湧水池として知られている¹³。ここを源として流れ出す小川は、新宿、飯田橋、御茶ノ水と流れ隅田川に注ぐ神田川である。大正14年に「井の頭池（神田上水水源地）」が都指定旧跡、昭和54年には「井の頭池遺跡群」が都指定史跡に指定され、さらに、隣接する神田川緑地・玉川上水緑地などと連携して水と緑のネットワークを形成するなど、「水と緑の拠点」として大きな役割を持つ池である。井の頭池の湖畔には約250本の桜（ソメイヨシノ）があり、お花見の季節には

図3



タチカワオンライン「井の頭恩賜公園」より引用

多くの人でにぎわっている。池の中央部に架かる七井橋からの眺めは魅力的であり、七井橋から乗ることが出来るボートを利用すれば、池の中から桜を間近で観賞することも出来る。京王井の頭線井の頭公園駅は、通常時では各駅停車しか停まらないものの、桜の咲く季節のみ急行列車が停車している。桜だけでなく、池の周辺には雑木林があり、夏には水辺に緑が生い茂る、秋には紅葉に彩られるというように様々な魅力がある。池西部の島には平安時代に創建された（建物は昭和初期に再建された）とされる井の頭弁財天があり、井の頭公園のボートにカップルで乗ると、弁天様が嫉妬してそのカップルを別れさせてしまうという噂がある。池の南東方向の神田上水沿い、井の頭公園駅の北側には三角広場というその名の通

¹³井の頭恩賜公園マネジメントプラン
(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000021387.pdf>)

り三角形に広がる芝生の広場があり、子供連れの親子が楽しんでいる姿をよく見ることが出来る。井の頭公園 4 エリアの内、前述した最寄り駅である吉祥寺駅と井の頭公園駅から最も近いのが池の周りエリアであり、両駅からその他のエリアへ行くにはこのエリアを通ることになる。

2つ目のエリアである御殿山は、①池周辺エリアの北西部にあり武蔵野市に所在している。井の頭公園の管理事務所は御殿山エリアに所在している。北東から南西に走る都道 114 号線武蔵野狛江線（通称吉祥寺通り）によって南東部と北西部の二つに分けられている。南東部は池周辺から連続して雑木林があるが、池一帯よりも一段高くなっている。吉祥寺通り沿いに駐車場がある以外は特になく、夜間には照明も少なく薄暗くなる。一方北西部には、「井の頭自然文化園」がある。自然文化園は、御殿山にある本園と池の畔にある分園に分かれている。本園は動物園になっている。ここには、2016 年 5 月 26 日に死亡した、当時日本最高齢（69 歳）のアジアゾウ「はな子」が飼育されていたことでも有名である¹⁴。

3つ目のエリアである西園は、②御殿山エリアから北西から南東に流れる玉川上水を挟んで南側にあり、三鷹市に属している。西園には、テニスコートや陸上競技場、平成 26 年に新設された野球場があり、かつては陸上競技場に隣接してプールもあった。さらに、平成 13 年に開館した「市立三鷹の森ジブリ美術館（正式名称「三鷹市立アニメーション美術館」）」もエリア内に所在し賑わいを見せている。また、西園東部、玉川上水沿いは希少な鳥も観察できることで知られる「小鳥の森（バードサンクチュアリ）」と呼ばれる場所があり、鳥観察に訪れる人も多い。

4つ目のエリアである第二公園は、③西園エリアから玉川上水を挟んで東側にあり、雑木林と広場があるのみである。

井の頭公園の 4 エリアに加えて玉川上水緑道も紹介しておく。ここまで紹介してきたように、玉川上水は井の頭公園とともに水と緑のネットワークを形成しており、東京都建設局が発表している「井の頭恩賜公園マネジメントプラン（平成 27 年 5 月）」の都市計画概要において、井の頭公園の一部として紹介されている。江戸時代に造られた玉川上水は、東京都羽村市羽村取水堰から東京都新宿区四谷まで流れる、一部ではいまだに現役で機能している導水路である。上流である井の頭自然文化園の本園南西部、JR 三鷹駅から吉祥寺通りに至るまでは「風の散歩道」と名がつけられ、綺麗に歩道や車道、並木が整備されており付近には山本有三記念館などもある。一方、下流である西園東部では上水沿いに歩道があるものの、アスファルト等で舗装されている場所はほとんどなく、街灯もまばらになっている。また、かつて玉川上水は急流であったといわれ、市内を流れる区間は太宰治が入水したところとしても知られている。

ここまで井の頭公園にある 4 つのエリアと玉川上水緑道について紹介してきたが、これ

¹⁴ 井の頭自然文化園 (http://www.tokyo-zoo.net/topic/topics_detail?kind=news&inst=ino&link_num=23624)

とは都立公園共通のゾーン区分に基づいてゾーン別けが示されている。表 5 は、都立公園のゾーン区分一覧表であり、図 4 は、井の頭公園における区分に基づいたゾーン別基本方針図である。なお、ゾーン区分一覧表の内、井の頭公園に無い B、C、D、F、I、J、O、P に該当する区分には基本方針図には記載されていない。ゾーン別基本方針図は、管理運営や改善補修を重点的・効率的に実施していくために示されているが、これを見ることで園内の環境を知ることが出来る。なお当然であるが、限られた場所を除いて出入り自由な公園であるため、ゾーン区分の枠に縛られずに利用することが出来ることは忘れてはならない。

表 5

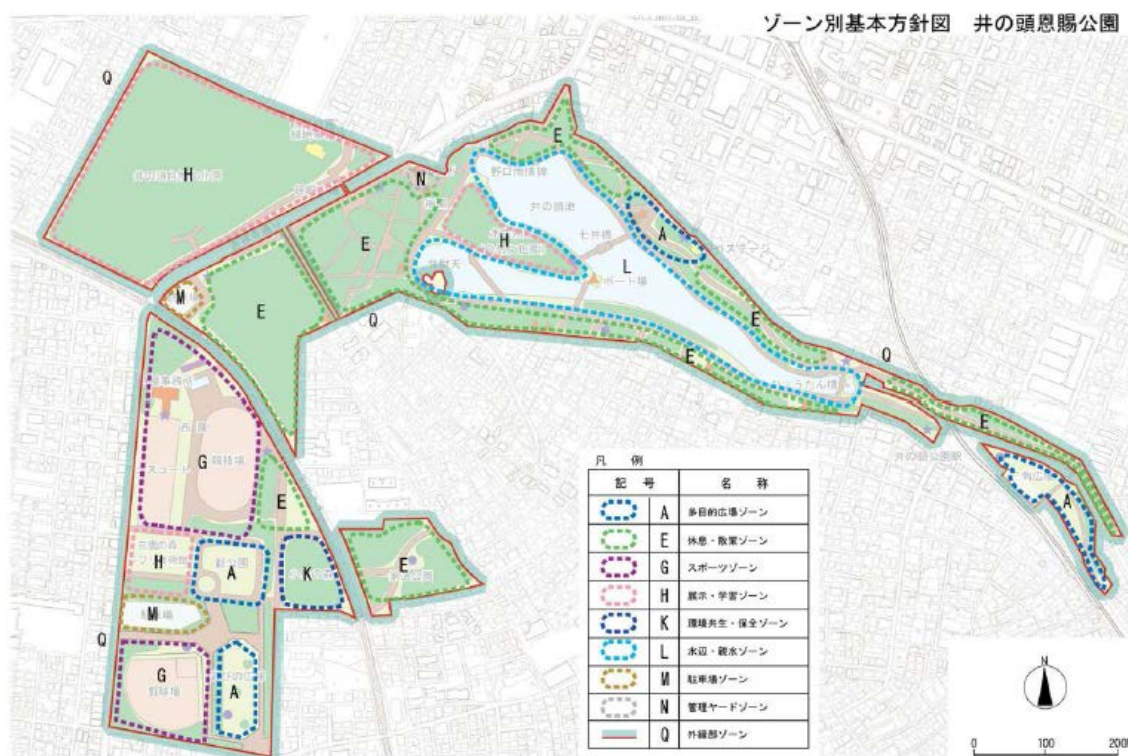
記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。(パーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。)
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園(有料)として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

「井の頭恩賜公園マネジメントプラン」より引用

下の図を見ると分かるが、井の頭公園には広場と呼べる場所(A:多目的広場ゾーン)が少ない。これは、池が周りと比べて低くなっていることや雑木林が多いことに起因より十分

にスペースが取れないことに起因する。西園は井の頭公園の中でも数少ない広々としたエリアであり、ゾーン別基本方針においても多様なレクリエーションに対応することが期待されている。一方で、B：休憩・散策ゾーンは公園全体に分布しており、四季において彩ある姿を見せ自然との触れ合いを楽しめる場として維持保全されることが求められている。また、三鷹の森ジブリ美術館や井の頭自然文化園が該当している H：展示・学習ゾーンにおいては、それぞれ運営主体が異なっている。そのため、両運営主体と公園管理者が連携を図り、公園全体としての一体感を損なわぬよう連結部などで調和した管理を行うとされている。

図 4



「井の頭恩賜公園マネジメントプラン」より引用

井の頭公園において最近行われている取り組みとして、井の頭池のかいぼりがある。かいぼりとは、池などにおいてその水を抜くことで、自然の浄化能力による水質改善や外来魚の駆除を行うことである。井の頭池においては、100周年を迎えるにあたり「よみがえれ!!井の頭池!」と銘を打ち、3回にわたるかいぼりを行うことになっている。本論文を執筆している平成 29 年 1 月現在では既に 2 回のかいぼりが完了している。かいぼりが行われた時期は、第 1 回が平成 26 年 1 月～から 3 月、第 2 回が平成 27 年 11 月かから平成 28 年 3 月となっており、春や夏を避けた閑散期に実施されている。第 3 回は平成 29 年度内に行われることが予定している。このかいぼりは既に効果が出ており、絶滅したと考えられていたイノカシラフラスコモやその他の水草が復活したり、モツゴ、エビ類などの在来種が増加したり

している。このように、井の頭池の生態系を復活・保全させることにより、豊かな生物多様性を形成していくことが期待されている。かいぼり実施の詳細な結果などは井の頭恩賜公園 100 年実行委員会のウェブサイトで公開されており、誰でも閲覧することが出来る状況になっている。

3.2 歴史

井の頭公園の歴史は次の年表をもとに解説していく。

井の頭公園の年表

大正 2 (1913) 年 12 月	日本最初の郊外公園として決定される。
大正 6 年 5 月	東京市告示により開園
大正 10 年	水泳場（池の水を使用）及び児童用徒渉池（丸池）竣功
大正 14 年 5 月	神田上水水源地旧跡として文化財に指定
昭和 4 年 7 月	ボート場開設
昭和 8 年 7 月	水泳場及び徒渉池（子どもプール）を新設。従来の水泳場を廃止。
昭和 9 年 5 月	小動物園開設
昭和 10 年 5 月	中の島淡水魚生水館（現水族館）新設。
昭和 17 年 5 月	井の頭自然文化園開設
昭和 19 年	第二次大戦中、木材資源不足のため、池畔の樹木を供出
昭和 31 年 11 月	野外ステージ完成
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により都市計画決定。
昭和 48 年 3 月	西園地区買収。
昭和 49 年 6 月	西園地区開園。
昭和 50 年 5 月	改築により水生物館開設。
昭和 54 年 1 月	三鷹市告示第 59 号により井の頭第二公園として都市計画決定。
3 月	「井の頭池遺跡群」が都指定文化財の史跡に指定。
平成 3 年 3 月	池の補給水源として浅井戸 1 基設置。
平成 4 年度	七井橋及び狛江橋の架け替え、池畔園路を石畳の道として整備。
平成 5 年度	池の補給水源として浅井戸 1 基設置。
平成 11 年	東京都景観条例により公園が「特に景観上重要な歴史的建造物等」に指定
平成 13 年 10 月	三鷹市立アニメーション美術館（三鷹の森ジブリ美術館）開館。
平成 24 年	東京都景観計画により景観重要公共施設（景観重要都市公園）に位置付け。
平成 25 年度	井の頭池かいぼり実施（平成 27 年にも実施）
平成 26 年	西園追加開園

井の頭公園の公園としての歴史は大正 2 年の開園決定であるが、一帯の歴史としてはもっと昔から続いている。もっとも古くは、池の付近にある遺跡から推測される人々の生活である。時代を下ると、井の頭池の西部にある「井の頭弁財天」が創建される。平安時代の天慶年間（938～946）に、源経基によって創建されたとされており、その後鎌倉時代に源頼朝によって再建されたと伝わっている。さらに時代を下って江戸時代になると、江戸の上水道整備に伴って神田上水の水源地として井の頭池が選ばれる。慶長 11（1606）年には、徳川家康が井の頭池の水でお茶をたてたといわれている。また、徳川家光の時代には、三鷹市付近が鷹狩り場として使われるようになる。家光がこの池を訪れた際に、江戸の飲料水源・上水の頭であることから「井の頭」と名付けたとされている。

図 5



御茶ノ水の写真 筆者撮影

このように、江戸時代には幕府の御用林として管理されていた池の一帯であったが、明治維新の後には明治政府によって買収され、さらに宮内省（当時）の御用林となった。この後、この土地が東京市に下賜され、公園として開設されることが決まったのである。井の頭恩賜公園の「恩賜」とは、天皇から賜ったという意味であり、かつて皇室御料地であったものが市民へ解放されたということである。上野恩賜公園や猿江恩賜公園、浜離宮恩賜庭園なども同様である。大正 6（1917）年 5 月 1 日に開園されたので、本論文を執筆している平成 29（2017）年で 100 周年を迎えることとなる。これだけの歴史がありながら、年表を見ると比較的最近にも公園が拡大していることが分かる。特に拡大している西園は、現在では運動用の施設が集中しているエリアである。西園のうち、最近拡大された野球場や遊具のあるエリアは、かつて日産厚生園や春光スポーツクラブと呼ばれた場所であった。その当時は木々が生い茂るだけであったが、都がそれらを買取り整備したことによって、小さな子どもから大人までが過ごせる空間へと生まれ変わったのである。

第四章 環境評価と分析

本章では、環境評価というものや本論文において行った調査について述べていく。

4.1 環境評価とは

環境とは様々なものを我々に与えてくれるものである。しかし、環境は市場価格が存在しない非市場財であるため、まるでタダであるかのように扱われたり、様々な政策においてその妥当性を証明し難いために蔑ろにされたりしてきた。そこで、市場価格のない環境というものを経済学的に評価しよう、という考えのもとで様々な環境評価手法が誕生したのである。環境がどれだけの価値を持っているかを示すことで、昨今取り上げられる種々の環境問題がどれだけ重要なのか、今の生活がいかんにして成り立っているのかを理解することが出来るのである。

第二章と重複するところがあるが、環境の価値は大きく 2 つに分類され、それは利用価値と非利用価値である。そして前者は直接利用価値、間接利用価値、オプション価値の 3 つ、後者は存在価値と遺産価値の 2 つに分類される。環境評価においては、その価値に応じて適用可能な手法がある。直接利用価値や間接利用価値に対しては、代替法、ヘドニック法、トラベルコスト法といった人々の行動に基づいて環境を評価する顕示選好法が用いられる。一方、オプション価値、存在価値、遺産価値については、仮想評価法やコンジョイント分析といった人々の意見に基づいて環境を評価する表明選考法が用いられる。

4.2 環境評価手法の紹介（トラベルコスト法）

本論文において用いる環境評価手法はトラベルコスト法である。トラベルコスト法は、支払われた旅行費用に基づいてレクリエーションの価値を評価する手法である。特に本論文で用いるのは、個人トラベルコスト法であり、シングルサイトモデルである。個人トラベルコスト法とは、個人の訪問回数と旅行費用に基づいて価値を評価するものである。これと対になる手法はゾーントラベルコスト法である。また、シングルサイトモデルは、マルチサイトモデルと対になる手法である。これは、訪問者が唯一つの目的地としてその場所へ訪れているか、他の場所と併せて訪問しているかによって使い分けられるものである。

本論文で個人トラベルコスト法シングルサイトモデルを用いた理由は 3 つある。第一に、アンケート回答者にその行動という事実を回答させる顕示選好法であるため、アンケート設定が容易であったところにある。筆者にとって初めての環境評価調査であるため、アンケート作成者の未熟さゆえに不十分なアンケートが行われる可能性があった。しかし、事実を回答させるアンケートであれば、アンケートの質によって回答が大きく左右される可能性を下げる事が出来ると考えたのである。例えば、表明選好法である仮想評価法

(Contingent Valuation Method, CVM) を採用した場合、アンケート作成者のシナリオ作成能力によって、アンケート結果が大きく影響を受け、環境を過大に評価したり過少に評価したりしてしまう可能性がある。第二に、一つのアンケートで近隣に在住する公園利用者と近隣以外に在住する公園利用者に回答してもらえらるからである。環境評価では、その手法やアンケート項目によってその調査対象者が変わってくる。再び仮想評価法と比較すると、近隣在住者と近隣以外在住者でシナリオ化する環境が異なってくるのである。例えば、前者に対しては、防災や景観といった「存在価値」について、後者に対しては、公園でのレクリエーションといった「直接利用価値」についてシナリオ化することが考えられる。しかし、これらを同時に行うことは出来ない。また、公園周辺の地価を基準に公園の価値を算出するヘドニック法 (Hedonic Approach) は、存在価値を評価するのに適しているが、近隣以外在住者を調査対象に含むことが出来ない。第三に、「個人」トラベルコスト法であることと、シングルサイトモデルであることについてである。前者について、そもそもトラベルコスト法は、離島や山地の自然公園のような人が多く住む地域から離れた場所の環境評価について用いられることが多い手法である。このような場合は人々を住む場所、すなわちゾーンに分けて評価することが可能である。しかし、井の頭公園は住宅地に密接しており、また、鉄道やバスなどの公共交通機関が発達しているため、同じ三鷹市や武蔵野市であっても人によって移動手段や所要時間が大きく異なるのである。それらについて仮説を立ててアンケートを行うことは難しい。後者について、すでに述べたことであるが、井の頭公園は吉祥寺駅や街から近く、吉祥寺という街の一角として考えられることもあるほどである。あまりにも近接しているため、マルチサイトモデルとして複数の目的地を設定することが難しいと考えシングルサイトモデルを採用した。

4.3 アンケート調査と分析

アンケートの目的

公園というものは、多くの場合料金がかからずに利用できる場所であり、それゆえに人々が「タダで利用できるからその価値もタダなのだ」と錯覚してしまうこともある。しかし、これまで述べてきたように、現在公園が整備されている状況になるまでに様々な歴史や取り組みがなされてきており、また利用効果や非利用効果といったものを与えてくれる、決してタダではない存在である。私の地元にある井の頭公園は、植物や動物、水といったものに恵まれ非常に魅力のある公園だと考える。その魅力について、アンケート調査を行うことによって価値として再認識し、それによってより井の頭公園を活用したり愛でたりすることが出来ると考えている。

アンケートの概要

調査期間：2016年12月～2017年1月の平日・土曜・日曜

調査地：東京都三鷹市井の頭公園地内

調査対象：井の頭公園の利用者

調査手法：面接調査法（個人面接法）で行い、直接アンケート用紙を渡し回答させる

サンプル数：80

図 6

慶應義塾大学経済学部経済学科
4年29組
大沼あゆみ研究会 13期
山田 駿介

卒業論文アンケート

アンケートご協力ありがとうございます。なお、このアンケート結果は、卒業論文のみに使用し、これ以外には使用いたしません。

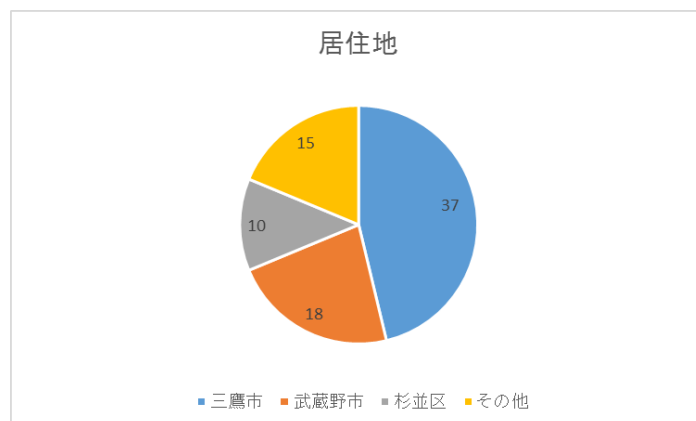
- 性別を教えてください
a. 男性 b. 女性
- 年齢を教えてください
a. 10代以下 b. 20代 c. 30代 d. 40代 e. 50代 f. 60代 g. 70歳以上
- お住まいを教えてください
a. 三鷹市 b. 武蔵野市 c. 杉並区 d. その他（ ）市・区・町・村
- 職業を教えてください
a. 会社員・公務員・団体職員 b. 自営業 c. 小・中・高・大学生 d. 専業主婦 e. パート・アルバイト f. その他
- この1年間、井の頭公園への回数を教えてください
a. 初めて b. 数か月に1回 c. 月に1回 d. 月に2.3回 e. 週に1回 f. 週に2.3回 g. 週に4.5回 h. 週に6.7回
- 井の頭公園へ来園する目的を教えてください
a. 池とその周辺 b. 動物園・文化園 c. ジブリ美術館 d. テニスコート・野球場・運動場 e. 小鳥の森 f. 三角公園 g. 通勤・通学 h. その他
- 井の頭公園へ来園する手段と時間を教えてください
徒歩・自転車（ ）分 バイク（ ）分 自動車（ ）分 電車（ ）分 バス（ ）分 タクシー（ ）分
- 井の頭公園へ来園するのにかかったお金（電車・バス・タクシー）を教えてください
片道・往復（ ）円
- 井の頭公園に滞在する時間（平均もしくは予定）を教えてください
（ ）時間（ ）分

アンケートは以上です。ありがとうございました。

アンケートの結果

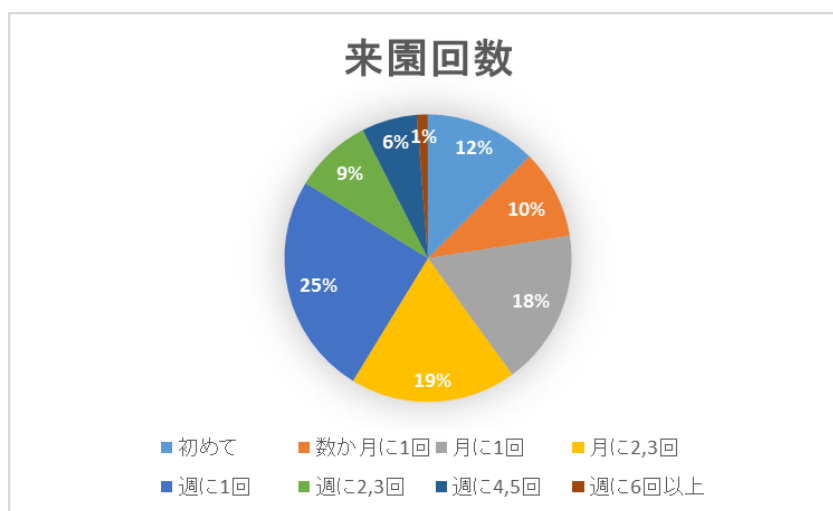
まずはアンケート回答者の属性を整理する。アンケート回答者80人の内訳は男性41人、女性39人であった。また、回答者は10代以下から70歳以上まで7段階で分類している。さらに、回答者の居住地については次のようになっている

グラフ 2



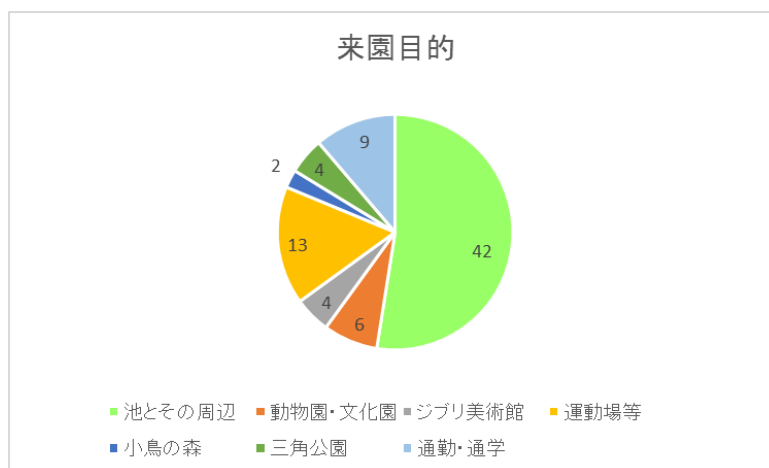
続いて、来園頻度に関する回答を整理する。アンケートでは、「直近の1年間においてどの程度来園したか」を回答しやすくするために、1週間当たりの来園回数に置き換えて質問を行っている。なお、各回答はそれぞれ年間来園回数に換算するにあたり、「初めて」「数か月に1回」「月に1回」「月に2,3回」「週に1回」「週に2,3回」「週に4,5回」「週に6回以上」を、それぞれ年間で「1回」「3回（4か月に1回相当）」「12回」「30回（月に2.5回相当）」「50回」「100回」「200回」「300回」とした。

グラフ 3



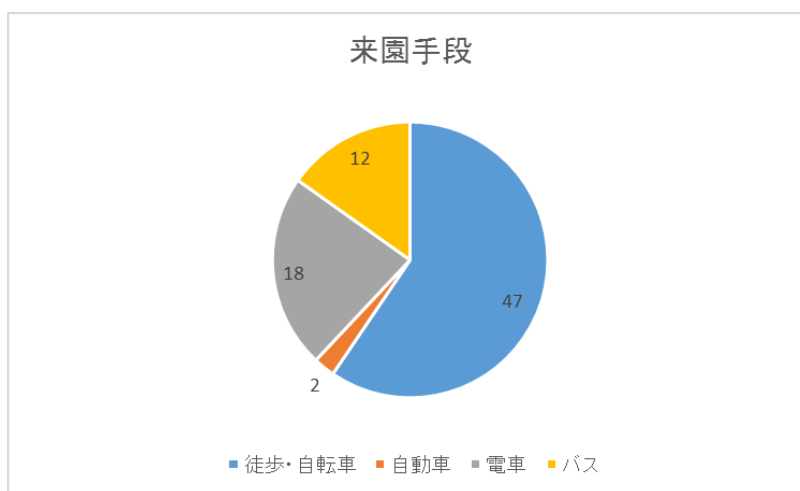
続いて、来園目的について整理する。井の頭公園内において、例えば散歩や運動のような分類は難しいと判断し、園内をいくつかのエリアに分けてアンケートを行った。また、アンケートの主な実施場所が「池とその周辺」であるためにその割合が大きくなっているが、実際にアンケートを実施するにあたり、人が多かったことも記載しておく。また、「通勤・通学」のために井の頭公園を通過している人に関しては、エリアの目的ではなく利用の用途として項目を設定している。

グラフ 4



続いて、来園の手段について整理する。なお、選択肢の内、「バイク」と「タクシー」は回答がなかった。池の周辺に駐車場が少ないことから自動車への来園は少ない。なお、自動車を使用した2人は、駐車場のある西園エリアでテニスコート利用した人である。また、三鷹市や武蔵野市といった近隣住民の多さからか、徒歩や自転車での来園が多い。

グラフ 5



来園に所要する時間については、来園手段を選ぶと同時にかけた時間を自由記入してもらった。平均値と中央値に大きな乖離はない。また、所要時間に関しては、徒歩の20分と電車での20分が同じものとして扱われているので、同じ20分であっても様々な場所から来園していることを記載しておく。

来園所要時間について

最低値：5分

最大値：70分

平均値：22.25分

中央値：20分

続いて、来園にするにあたってかかる料金について整理する。なお、ここでは、自転車や自動車の購入・整備費等、またジブリ美術館や文化園への入場料金を考慮せず、来園に必要な運賃を片道または往復で自由回答してもらった。片道運賃が記入されていた場合は2倍して計算している。徒歩や自転車での来園者が多いことから分かるように、中央値が0円となっている（このとき、最頻値も0円である）。

来園必要料金について

最低値：0円

最大値：1,400円

平均値：203.25円

中央値：0円

最後に、井の頭公園での滞在時間について整理する。ここでも自由回答となっている。最短滞在となる5分は通勤・通学で通過する人であった。

滞在時間について

最低値：5分

最大値：240分

平均値：75.9375分

中央値：60分

アンケートの分析

ここまでアンケートで得られた結果を整理してきたが、ここからはこれらを使って分析を進めていく。

まず、時間の機会費用を考える。時間の機会費用は時間価値と呼ばれ、個人の単位時間を金額換算した値である。現実では、個人の所得は勤務先や勤務形態によって一人ひとり異なるものである。また、給与労働者は勤務時間が決まっている一方で、専業主婦やフリーター等のように時間の処分方法にある程度融通が利く人がいるように、時間価値にはかなりの幅があると考えられる。しかし今回は簡易化のため、①「会社員・団体職員・公務員」「自営業」と②「小・中・高・大学生」「専業主婦」「アルバイト・パート」「その他」の2つに分類し、それぞれ時間当たりの賃金を算出した。なお算出に当たり、①については、現金給与総額を総実労働時間で除したものを使用し、②については東京都のアルバイト最低時給を使用した。この結果、①の時間価値は「2211.15円」、②の時間価値は「869円」となった。

図7

時間価値算出における参考値

現金給与額：330,788円

総実労働時間：149.8時間

時間当たりの賃金：2211.15円

東京都最低時給：869円

平成25年6月 東京都総務局統計局「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き（毎月勤労統計調査）」

work wave 「東京都の最低賃金（アルバイト自給）」

より筆者作成

次に、時間価値に基づいて、来園所要時間、滞在時間の機会費用を算出する。それぞれに時間価値を乗じたものが次にまとめたものである。

来園所要時間に関する機会費用

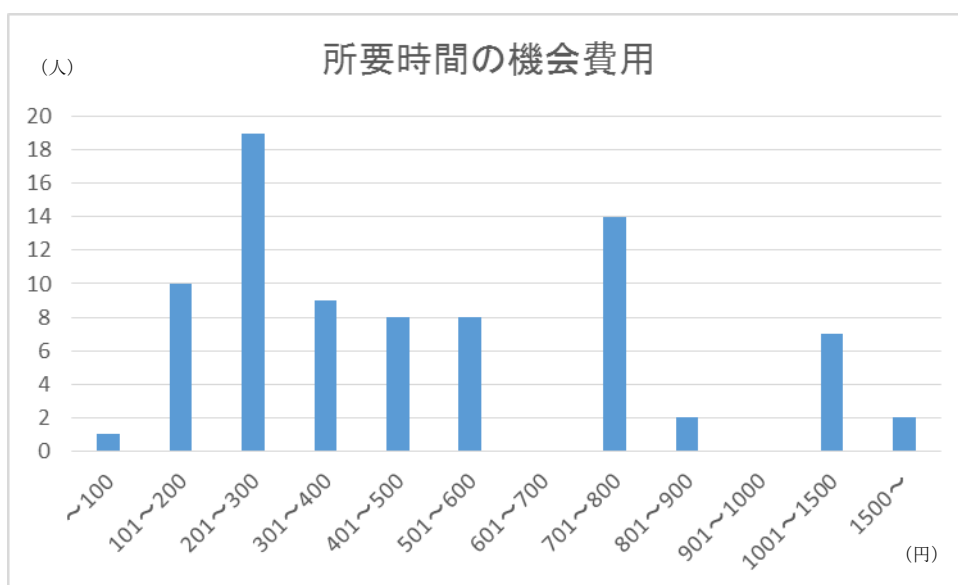
最小値：72.42 円

最大値：2211.15 円

平均値：524.97 円

中央値：434.5 円

グラフ 6



滞在に関する機会費用

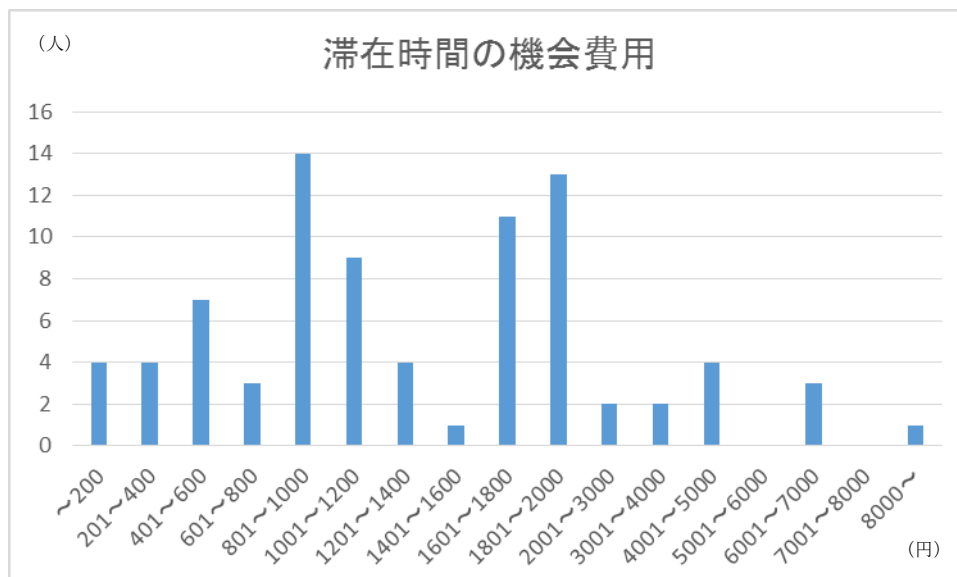
最小値：144.83 円

最大値：8844.60 円

平均値：1760.41 円

中央値：1105.57 円

グラフ 7



来園 1 回当たりの所要時間や滞在時間についての機会費用は以上のようになっている。しかしこれでは、近隣に住むため日々短い所要時間で来園し、少ししか滞在しない人による影響を過小評価していることになるので、それぞれの来園回数に乗じることで 1 年間の機会費用を算出する。

来園所要時間に関する機会費用（1年間）

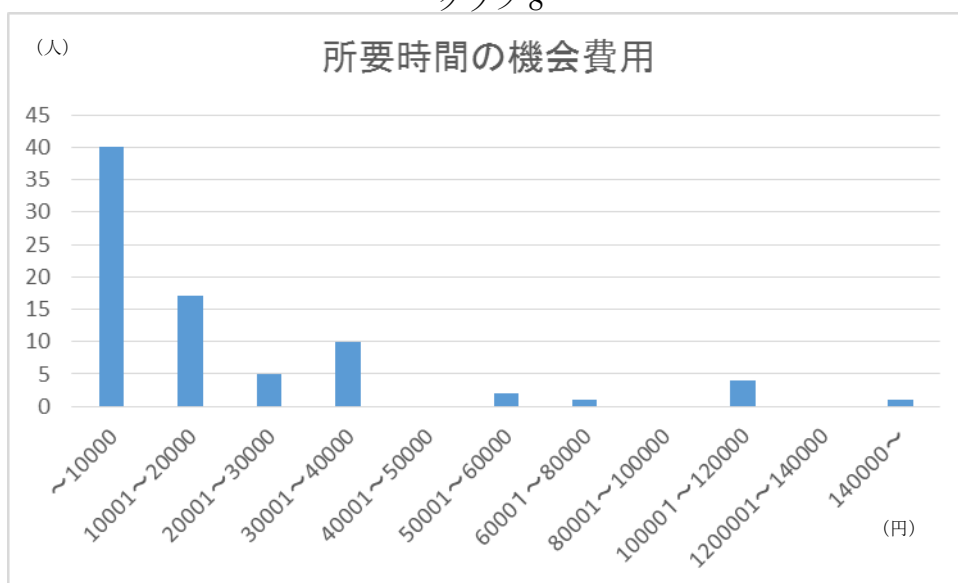
最小値：289.67 円

最大値：147,410 円

平均値：20,414.22 円

中央値：9,820.562 円

グラフ 8



滞在時間に関する機会費用（1年間）

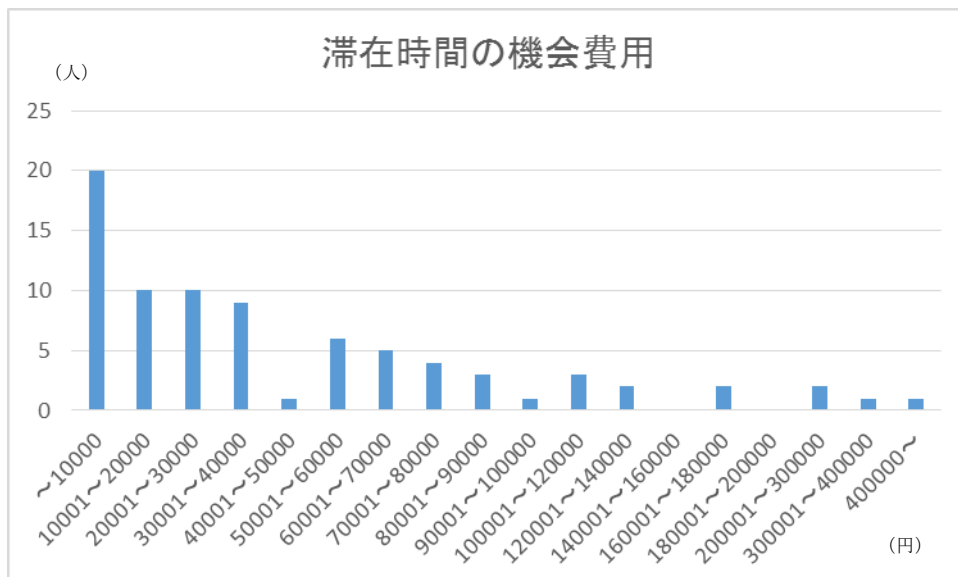
最小値：869 円

最大値：884,459.9 円

平均値：54,982.85 円

中央値：26,070 円

グラフ 9

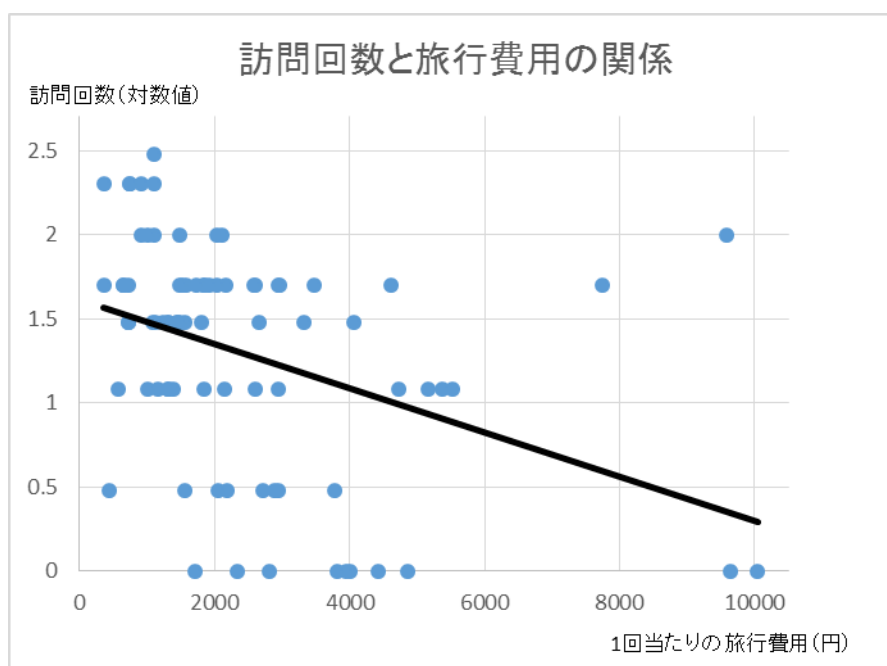


来園 1 回当たりの所要時間、滞在時間に関する機会費用のグラフを見ると、確かに多くの人が当てはまるものもあるが、かなりばらけていることが分かる。一方、1 年間当たりの機会費用に換算した 2 つのグラフを見てみると、右肩下がりになっていることが見て取れる。ここで、横軸における値の幅は見やすさのために調整されていることに注意が必要である。

また、1 年間の機会費用において、それぞれ平均値と中央値において大きく乖離していることが分かる。両者ともに、平均値が中央値の 2 倍以上となっている。平均値を引き上げている例として、それぞれの最大値を取った人を紹介する。来園所要時間に関する機会費用の最大値（147,410 円）を取った人は、自転車又は徒歩 10 分のところに在住で、週 6 回以上来園している人であった。また、滞在時間に関する機会費用の最大値（884,459.9 円）を取った人は、週に 2,3 回来園する人であり、滞在時間を 4 時間と回答している。しかし、個人的には来園して毎回 4 時間滞在するとは考えにくく、アンケート日の滞在時間（または滞在予定時間）が 4 時間であったと考えるのが妥当であると考えられる。ちなみに滞在時間の機会費用が次いで高かった人の値は、331,672.5 円であり、最大値の半分以下となっている。

さて、ここまで各要素に関して整理や分析を行ってきたが、ここから環境評価のまとめに入る、すなわち、井の頭公園の経済的価値を算出するのである。算出は、訪問回数とそれぞれの訪問に対して最大支払っても構わない旅行費用、つまり、実際の旅行費用との関係を表したレクリエーション需要曲線を用いて行われる。レクリエーション需要曲線を用いて消費者余剰を求め、それがトラベルコスト法における環境評価額となる。次のグラフは、縦軸に旅行回数の対数値、横軸に 1 回当たりの旅行費用を置いたときの散布図であり、中に引いてある直線がレクリエーション需要曲線である。

グラフ 10



回帰分析の結果、レクリエーション需要曲線は「訪問回数の対数値＝1.610698-0.00013×旅行費用」と推定された。このとき、来園者1人当たりの消費者余剰は「-(来園回数の平均値) / (レクリエーション需要曲線の傾き)」として求められる¹⁵⁾。ここで、1年間の平均来園回数は46.65回であるので、来園者1人当たりの消費者余剰(CS_k)は

$$CS_k = -\frac{46.65}{-0.00013} = 358,846.2 \text{ (円)}$$

となる。また、1年間の井の頭公園来園者数(のべ人数)は5,477,000人(平成4年度)なので、実際の来園人数は117,406.2人となる。したがって、来園者全体の消費者余剰(CS)は

$$\begin{aligned} CS &= CS_k \times (\text{実際の来園人数}) \\ &= 358,846.2 \times 117,406.2 \\ &= 42,130,769,231 \text{ (円)} \end{aligned}$$

となる。すなわち、井の頭公園における年間の経済評価額は421億3076万9231円となった。

アンケートのまとめ

このアンケートを通して、三鷹市や武蔵野市といった近隣住民、特に頻繁に来園する人の影響が大きかったと言える。これは、単純にアンケートを実施するにあたり遭遇する人数が多いからであり、トラベルコスト法で環境評価を行うにあたって当然のことである。しかし、サンプル数が80人であり、実際に利用者が三鷹市民や武蔵野市民に偏っているというには、統計的な実証研究として不十分であるのが現実である。アンケートを行う際にも、回答してもらえない人はベンチ等に腰かけている人々が大半であり、歩いている人に声をかけてもほとんど回答してもらえなかった。あくまで仮説であるが、近隣以外から来園した人々は、目的地を目指したり園内を十分に周回したりするために、ベンチでのんびりすることが少ないのかもしれない。また、同様の理由で、来園回数が多い人と遭遇する可能性が高くなるため、来園回数の少ない回答者が少なくなっていることが考えられる。さらに、アンケート実施時期は12月と1月であり、井の頭公園としては閑散期と言える。春になり花見の季節になれば、年に1回 come 来園者として多数の人が来園していると考えられるし、夏は木々の緑や池の水による涼を求めて、秋には紅葉を求めて多くの人が来園していると考えられる。統計的なものではないが、筆者がこれまで見てきた十数年間を通して大きく外れているとは言えないと考えている。逆に考えれば、冬の時期でありながら来園している人々は、井の頭公園を非常によく利用している人々であるとも考えられる。なお、個人トラベルコスト法においては、本論文における調査のような現場(オンサイト)におけるアンケート調査で、アンケート回答者が訪問回数が多い利用者に偏る問題を解決するためカウントモデルを扱う

¹⁵⁾栗山浩一、拓殖隆宏、庄司康 『初心者のための環境評価入門』 (2013) p.83

ことが出来る。しかし、本論文ではカウントモデルによる修正は行っていない。

本論文ではトラベルコスト法を用いて環境評価を行うにあたって、来園の所要時間と滞在時間を機会費用として参入している。これは、アンケートを集計した結果、来園するためにお金を払っていない人が多くいたためである。もし時間の機会費用を参入しなかった場合、半分以上の人が、井の頭公園を利用しているにも関わらずその行動が環境評価に反映されない、ということになってしまう。なお、他の研究では、時間の機会費用を含めるモデルと含めないモデルの併記が行われている。これは、機会費用の算出が難しいためである。例えば、給与労働者がその休日に来園している場合、来園していなくても給与は変わらない。他にも、アンケート項目には含まれていない年金生活者は、来園の有無と所得に関係がないのである。

アンケート調査の反省と課題

本論文の調査においていくつかの反省と課題があるために紹介する。

第一に、サンプル数が少ないことがある。統計的実証研究としては不十分である。しかし、筆者にとって初めての環境調査であることや、単独調査であること、時間的・金銭的制約から、サンプル数を増やすことは難しかった。

第二に、アンケート項目についての課題がある。まず、回答者の属性に関して、職業の分類に課題があった。当然、分類を細かくすることによって正確な事実を知ることが出来る。しかし、アンケート実施において詳細な説明が必要となり、また、サンプル数が少ない場合に分類が十分に機能しない可能性があった。また、回答者の所得に関する項目は本論文では設けていない。これは、国土交通省等におけるトラベルコスト法の例において、時間の機会費用の際に統一的な時間価値を用いていたことがある。また、所得に関する質問は配慮が必要であり、直接アンケートを行う本論文のようなものであっても回答率が低いことが予想された。さらに、顕示選好法で環境活動への関心を問うアンケートではなく、回答者自身の行動を回答してもらうだけのアンケートである。以上から、直接所得を問う項目はアンケートから除外した。他には、アンケート対象を近隣居住者かそれ以外かを区別して行うことで、より明確な調査を行うことが出来たと考えている。回答者の属性を事前に限定することでアンケート内容を具体的にすることが出来るからである。例えば近隣以外の利用者を対象にした場合、「何人組で来たか」

第三に、調査時期に関する課題である。より多くの人々が来園する季節にアンケートを実施すれば、より様々な属性を持つ回答者がより多くいることが考えられる。先に述べたように12月や1月といった冬の季節は、井の頭公園において閑散期と言える時期であり、公園内に人が少ない状況であるのはアンケート調査に不向きであった。また、本論文では一纏めにした平日と土曜・日曜・祝日を明確に分けてアンケートを行うことで、来園者の属性に差がある可能性もあり、それぞれについて十分なサンプルを集められれば、新たな示唆が出来る

ことも考えられる。

第四に、井の頭公園と吉祥寺の街を分離していないことがある。すでに述べたことであるが、井の頭公園と街は非常に密接な関係である。吉祥寺駅から徒歩 5 分という近さや、駅から井の頭公園へつながる道もおしゃれな道としてメディアで取り上げられている。さらに、公園の広さゆえに、街と公園が一か所の入口という点ではなく線で接している。これらを理由として分けられていない。しかし、近隣以外からの来園者は、その多くが吉祥寺駅を利用し、公園だけでなく街へも行くことが考えられるため、シングルサイトモデルではなくマルチサイトモデルを利用することが望ましかったと考えられる。

第五に、環境評価の限界を感じたことがある。本論文のトラベルコスト法では、来園者の利用価値や存在価値の一端について言及し算出することが出来ている。しかし、井の頭公園の存在によるヒートアイランド現象への効果や様々な鳥がいる小鳥の森の価値、広域避難場所に指定されるなどの防災面からの評価など、不十分なところがある。他の評価手法も一長一短であり、現段階では環境価値の一端を知るにとどまっている。

第五章 おわりに～井の頭公園の価値と公園の活用～

本論文では、井の頭公園を主題として公園の価値について考察を進めてきた。公園は、ただ自然が残っているものではなく、都市計画の一部として整備されてきたものであり、お金を使わずに利用できる公園と言う存在であっても、意味があって維持されていることを確認してきた。

井の頭公園は、三鷹市と武蔵野市の境目にあり、23区と多摩地区の境目にある公園である。吉祥寺の街と近接しており、郊外で初めて設置された都市公園として街と自然環境の融和を示すにふさわしい公園となっている。近年、吉祥寺の知名度向上や三鷹の森ジブリ美術館の開館などによって、井の頭公園の知名度も向上している。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催にあたり、国内外から東京にお客様が集まることに備えてWi-Fi利用環境の充実がなされるなど、これからも整備が進められていく公園である。このように、継続的な維持管理やサービスの質向上は常に求められるものではあるが、一方で、緑と水のオープンスペースを守るためには利用者の参加が不可欠である。何より大切なことは、住宅地に近接する公園であると同時に若者の街に近接する公園として、老若男女が共存する空間を作り上げることである。各々が運動や休息、デート等様々な目的をもって活用することでこそ井の頭公園が維持される価値が増大するのである。

公園は日本中、世界中で整備されているものである。商業施設やオフィス、住宅等が所狭しと立ち並ぶ東京においては、非常に重要な存在である。実際に、オフィス街の真ん中にある日比谷公園のように、他の用途でも十二分に活用できる土地を公園として維持しているのである。建物が立ち並ぶ中にあるオープンスペースには、維持されるだけの価値があると考えられているからこそ公園として存続しているのである。決して子どもたちが走り回るためだけにあるのではなく、大人となっても活用する余地はたくさんあるのである。そして今後は各々が利用するだけでなく、人々が集まる場所、市民文化の中心地として発展していくことが期待されている。「レクリエーション」「防災」「環境保全」「景観」という4つの機能に加えて、お上である国や地方自治体から与えられるだけの公園でなく、人々の参画によってより良い公園づくりがなされていくことが望ましい。隣人との付き合いが希薄になっているとも言われる現代において、人との繋がり場として公園が作り上げられていくのである。

最後になるが、公園という環境を経済的価値として評価することは非常に難しいことである。その中で、維持管理費用や他用途での土地活用といった機会費用を認識する。決して公園の利用を強制するつもりはないが、最近公園に行っていない人は近所の公園まで散歩でもしてみると良いだろう。そうすれば、人々が公園と向き合うことに繋がり、生活環境の向上や市民文化の醸成に繋がるのである。

参考文献

1. 太田晃子、蓑茂寿太郎. CVM による近隣公園の経済的価値評価の研究. ランドスケープ研究. ランドスケープ研究：日本造園学会誌. 2001, 64 巻, 5 号, p.679-684.
http://ci.nii.ac.jp/els/110004305226.pdf?id=ART0006476442&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1478679829&cp=, (参照 2016-11-9).
2. 栗山浩一、拓殖隆宏、庄司康. 初心者のための環境評価入門. 東京, 勁草出版, 2013, 287p.
3. “外部経済評価の解説”. 国土交通省 国土技術政策総合研究所、総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室. 2004 年 6 月
<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryu/gaibu/nihen.pdf>, (参照 2017-1-31)
4. “都市公園データベース”. 国土交通省都市局.
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/, (参照 2017-1-30)
5. “改訂第 2 版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル”. 国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課.
http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/hyouka/pdf/hyouka_daikibo.pdf, (参照 2017-1-31)
6. 後藤和夫. 都市計画中央審議会答申「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」について. ランドスケープ研究. 1995, 59 巻, 2 号, p. 135-137,
http://ci.nii.ac.jp/els/110004305663.pdf?id=ART0006477087&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1484735049&cp=, (参照 2017-1-18)
7. “指定管理者制度の現状と今後の課題”. 財団法人地方自治総合研究所、全国地方自治研究センター・研究所、共同研究・指定管理者制度. 2008 年 4 月
http://www.jichisoken.jp/archive/shitei_genjo.pdf, (参照 2017-1-31)
8. “今後の緑とオープンスペースの確保方策について”. 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会、都市計画部会 公園緑地小委員会. 2002 年 7 月.
http://www.mlit.go.jp/singikai/infra/city_history/city_planning/park_green/interim_report/images/interim_report.pdf, (参照 2017-1-26)
9. “今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針”. 首相官邸. 2001 年 6 月 26 日
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2001/honebuto/0626keizaizaisei-ho.html>, (参照 2017-1-31)
10. 申龍徹. 都市公園政策形成史 共同型社会における緑とオープンスペースの原点. 第 1 版, 東京, 財団法人法政大学出版局, 2004, 335p.
11. 進士 五十八. 歴史的公園の保全と再生. 造園雑誌. 1992, 55 巻, 3 号, p. 270-275,

- http://ci.nii.ac.jp/els/110004662438.pdf?id=ART0007391698&type=pdf&lang=en&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1484734533&cp=, (参照 2017-1-18)
12. “都市公園データベース”. 国土交通省都市局.
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/, (参照 2017-1-30)
 13. “パークマネジメントマスタープラン ～「世界一の都市・東京」の公園を作るパークマネジメント～”. 東京都建設局. 2015年3月30日.
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000007670.pdf>, (参照 2016-11-9)
 14. “井の頭恩賜公園マネジメントプラン 井の頭恩賜公園の管理運営、整備等の取り組み方針”. 東京都建設局. 2016年2月10日.
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000021387.pdf>, (参照 2016-11-9)
 15. “今後の公園緑地の管理運営に向けた取組方針”. 東京都公園協会. 2014年7月
https://tokyo-park.or.jp/profile/bussiness/pdf/140729ryokuchi_kanri.pdf, (参照 2017-1-26)
 16. “平成27年度指定管理者管理運営状況評価結果について”. 東京都港湾局. 2016年12月1日
<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyo/H27shiteikanrisyakekka.pdf>, (参照 2017-1-30)
 17. 東京都政策企画局計画部計画課. “東京都長期ビジョン”. 東京都. 2015年3月27日.
http://www.seisakukikaku.metro.tokyo.jp/tokyo_vision/vision_index/index.html, (参照 2016-11-9)
 18. 東京都西部公園緑地事務所.”井の頭恩賜公園”. 東京都西部公園緑地事務所 SEIBU DISTRICT PARK OFFICE ～魅惑の多摩の創造～.
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/seibuk/inokashira/index.html>, (参照 2016-11-9).
 19. “井の頭恩賜公園100年実行委員会”. 東京都西部公園緑地事務所.
<http://inokashirapark100.com/index.html>, (参照 2016-11-9).
 20. “指定管理者制度と管理委託制度との比較”. 福井県越前町.
<http://www.town.echizen.fukui.jp/webworks/data/attach/00000002/attach00001911.pdf>, (参照 2017-1-31)
 21. “指定管理者制度（地方自治法改正）の概要”. 北海道斜里町.
<https://www.town.shari.hokkaido.jp/03admini/20machizukuri/files/siteikanriseidogaiyou.pdf>, (参照 2017-1-27)

あとがき

卒業論文のテーマとして井の頭公園を選んだのは、大沼先生の、好きなことについて書きなさい、という言葉があったからにほかならない。生まれてから 22 年間、そのうちのほとんどを井の頭の町で過ごし、幼少期の遊び場と言えば井の頭公園、特に第二公園（杉山公園）であった。小学生当時には井の頭公園のゴミ拾いに参加もしていた。地元「井の頭」の名を冠し、日本でも名の知れた公園の一つである井の頭公園は誇りであった。実際、井の頭公園で花見をして盛り上がっている人々を見て、「井の頭公園の魅力は、花見のために来るだけでは分からないのに。他の季節も来れば良いのに。」と友人と語り合ったこともある。ちなみに、冒頭に掲げた「心に太陽を持って、くちびるに歌を持って。」を訳した山本有三は、三鷹市にゆかりのある作家であり、井の頭公園のほど近くに山本有三記念館も所在している。

幸いにも現状では、井の頭公園を、例えば保育園・幼稚園や商業施設のように、他の用途に転換して開発しようということは聞いていない。これはつまり、私の卒業論文が、同期や先輩方が行っているような社会問題の解決に向けたものではないものになることになるのである。ゼミの活動を通して身に着けた「現状分析」「問題提起」「政策提言」という論理展開を用いることが出来ないことも不安であった。井の頭公園や公園の今後についても、言うは易しなことに留まっている感は否めない。しかし、最後まで書き抜くことが出来たことは一つの自信となる。

平成 29 年はちょうど井の頭公園が開園して 100 周年である。平成 28 年は、国内最高齢のアジアゾウとして知られ、井の頭公園のマスコットの存在の一つでもあったはなこが亡くなった年でもある。このようなタイミングで卒業論文を執筆し大学を卒業するということは、井の頭公園に縁があるのかもしれない、と考えてしまうほどである。井の頭池の水が濁っていたり、湧水量が減っていたり、井の頭公園に問題が無いわけではない。しかしこれからどれだけの時間が経っても、環境問題の主題として井の頭公園が扱われることが無いことを願うばかりである。そして、より多くの人々が井の頭公園を活用し愛でるようになってほしいと願っている。

最後になるが、本論文の執筆並びに 2 年間のゼミ活動を通して多くの皆様に支えていただいた。ゼミに迎えてくださり 2 年間に渡り指導して下さった大沼あゆみ教授、3 年生のときに指導して下さった小村さん、公私に渡ってお世話になった 12 期の先輩方、2 年間助け合い刺激あった同期の皆さん、ゼミに活気をもたらしてくれた 14 期の後輩の皆さん、アンケートに協力して下さった方々、その他数多くの皆様に心から御礼を申し上げる。公園を活用することで皆様の人生が少しでも幸せなものになればこれに優る喜びはない。

平成 29 年
大沼あゆみ研究会 13 期 山田駿介